

# 交通事故などによってケガをしたときは?

短期給付係  
(082)513-4957

交通事故などの第三者の行為によってケガをした場合、その医療費は原則として**加害者が全額(10割)負担**すべきです。しかし、すぐに加害者が負担できない場合は、組合員証を使用して医療機関を受診することが可能です(3割を窓口で負担)。この場合、**残りの7割は共済組合が立て替える**こととなりますので、**必ず共済組合に連絡**してください。提出書類等を案内します。

※ 連絡がなくても、医療機関から届く診療報酬明細書(請求書)により共済組合が第三者加害行為を知った際は、所属所へ確認を行い、書類を依頼する場合があります。

自分で負ったケガ以外では、組合員証の使用ができないんだね!



## ● 第三者加害行為の種類

第三者加害行為は、交通事故だけではありません。



車や自転車などの事故



傷害事件  
暴力事件



飲食店等での  
食中毒事故



他人のペットに  
ケガを負わされた時

など

## ● 示談について

示談で請求権の**全部又は一部を放棄**した場合、共済組合が立て替えた医療費(7割)を加害者に請求できなくなることがあります。その場合は、**組合員に請求することもあります**ので、示談を進める前に必ず共済組合に連絡してください。

共済組合に連絡せずに示談を進めると7割部分の医療費を誰が負担するのかわからずトラブルになりやすいよ。必ず連絡してね!



## ● 組合員証を使用して受診した場合

